12　令第百五十五条の四十二の二第三項第三号ニに規定する財務省令で定める規定は、次に掲げるものとする。

一　構成会社等の対象租税の額の計算において通常の税率より低い税率を適用することとする規定

二　令第百五十五条の四十二の二第三項第三号イからハまで又は前号に掲げる規定に準ずる規定

13　令第百五十五条の四十二の二第四項の構成会社等の所在地国について同項の規定の適用がある場合において、同項の過去対象会計年度において当該構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額について同条第二項前段の規定の適用があつたときは、同条第四項の規定による当該所在地国に係る令第百五十五条の四十第二項第三号（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算国別実効税率及び同項に規定する再計算当期国別国際最低課税額の計算については、当該特別給付付き税額控除等相当額を当該構成会社等の当該過去対象会計年度に係る個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額から減算する。

14　特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係るグループ国際最低課税額等報告事項等（当該特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に係る特別給付付き税額控除等相当額についてこの項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該グループ国際最低課税額等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）には、当該特別給付付き税額控除等相当額の一部につき令第百五十五条の四十二の二第二項の規定を適用することができる。

第三十八条の三十五第四項第二号中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第三十八条の三十七第一項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十八条の三十八の次に次の一条を加える。

（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）

第三十八条の三十八の二　第三十八条の三十四の二第一項から第八項まで（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）の規定は、令第百五十五条の四十九の二第一項（共同支配会社等に係る国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）において準用する令第百五十五条の四十二の二第一項（国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例）に規定するいずれか多い金額に百分の五・五の割合を乗じて計算した金額について準用する。この場合において、第三十八条の三十四の二第一項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第一号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する令第百五十五条の三十八第一項第一号」と、同条第二項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と、「第三十八条の三十一第七項」とあるのは「第三十八条の三十六第二項（共同支配会社等に係る国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第三十八条の三十一第八項」と、「第百五十五条の三十八第一項（二）とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する令第百五十五条の三十八第一項（二）と、「第百五十五条の三十八第二項」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第二項」と、同条第四項中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と、同条第八項中「第百五十五条の三十八第一項第二号」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号」と読み替えるものとする。

2　第三十八条の三十四の二第九項、第十三項及び第十四項の規定は、令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第二項に規定する特別給付付き税額控除等相当額について準用する。この場合において、第三十八条の三十四の二第九項中「第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは「第八十二条の三第四項第一号イ(3)」と、同条第十三項中「第百五十五条の四十第二項第三号」とあるのは「第百五十五条の四十第二項第三号」と読み替えるものとする。

3　第三十八条の三十四の二第十項の規定は令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第三項第一号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について、第三十八条の三十四の二第十一項の規定は令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第三項第二号に規定する財務省令で定める規定について、第三十八条の三十四の二第十二項の規定は令第百五十五条の四十九の二第一項において準用する令第百五十五条の四十二の二第三項第三号ニに規定する財務省令で定める規定について、それぞれ準用する。

第三十八条の三十九第一項中「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

第三十八条の四十三第四項に次の一号を加える。

五　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等について、移行対象会計年度前の対象会計年度において計上された第三十八条の二十八第二十項第一号及び第二号（調整後対象租税額の計算）に掲げる繰延税金資産及び繰延税金負債がないものとされない場合

第三十八条の四十三の次に次の一条を加える。

（最終親会社等の所在地国に関する適用免除基準）

第三十八条の四十三の二　法第八十二条の三第七項（国際最低課税額）に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件その他の国際的に認められた要件とする。

一　その国又は地域の租税に関する法令（令和十一年一月一日前に制定されたものに限る。次号及び第四号において同じ。）において、百分の二十以上の税率により会社等の所得に対する租税を課することとされていること。

二　その国又は地域の租税に関する法令において、自国内最低課税額に係る税を課することとされていること、又は会社等の所得に対する租税の額が当該会社等の当期純損益金額に照らして過少であると認められる場合において租税の適正な負担を求めるため当該会社等の各対象会計年度に係る当期純損益金額を基礎として計算した金額に対して百分の十五以上の税率により租税（自国内最低課税額に係る税を除く。）を課することとされていること。